

事 務 連 絡
平成20年7月23日

各地方運輸局企画観光部観光地域振興課長 殿
沖縄総合事務局運輸部企画室長 殿

総合政策局観光地域振興課
課長補佐

観光圏整備法等の施行に伴う法定協議会の規約等について

標記について、平成20年7月23日より施行される観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）（以下「観光圏整備法」という。）第5条（協議会）及び観光圏整備事業費補助金交付要綱（平成20年7月23日付け国総観振第55号）では、幅広い関係者が連携した地域の活性化の取組を総合的かつ一体的に支援するために、原則として協議会による連携事業として観光圏の整備を促進することを目的としております。

今般、観光圏整備法に基づく協議会の発足については、新たに協議会を組織する場合又は従前の協議会であって規約等を変更する場合は、別添協議会規約例を参考とするなど、整備しようとする観光圏の実情に応じて制定（変更）して差し支えないこととします。また、観光圏整備法第5条第5項における「協議が調った事項」の確認については、別添様式例を参考として各種申請書等の添付書類として活用して頂き、その旨、協議会関係に関する相談があった場合は、適宜周知していただくようお願いいたします。

〇〇〇観光圏協議会規約(例)

平成 年 月 日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、〇〇観光圏協議会（以下「協議会」という。）

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇〇（〇〇庁舎内〇F）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、観光地相互間の連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め、内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。

(業務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 観光圏整備計画の策定に関する業務
- (2) 観光圏整備実施計画に関する業務
- (3) 観光圏整備事業費補助事業に関する業務
- (4) その他協議会が定める業務

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 市町村又は都道府県
- (2) 社団法人（財団法人）〇〇
- (3) NPO法人〇〇
- (4) 〇〇〇〇（観光圏整備事業実施予定者）
- (5) 農業共同組合
- (6) 〇〇〇〇（関係住民）
- (7) 〇〇〇〇（学識経験者）
- (8) その他協議会（市町村又は都道府県）が必要と認める者

(届出)

第6条 構成員は、その氏名及び住所（構成員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届けなければならない。

第3章 運営等

(協議会の運営)

第7条 協議会に会長をおき、主宰者の地方公共団体の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 3 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
- 5 協議会は、原則として公開とする。
- 6 協議会の事務局は、〇〇（市町村）〇〇部（課）において処理する。

（幹事会）

第8条 協議会は、業務その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第5条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とすることができる。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

第4章 総会

（総会の種別）

第9条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席委員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年〇回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

（総会の議決方法等）

第10条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

（協議結果の取扱い）

第11条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

（議事録）

第12条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - （1）日時及び場所
 - （2）委員の現在数、当該総会に出席した委員数、当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名
 - （3）議案
 - （4）議事の経過の概要及びその結果
 - （5）議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 業務計画

（業務計画）

第13条 協議会の業務計画は、会長が作成し、業務開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の業務計画を変更しようとする場合についても、同様とする。

第6章 会計

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資金)

第15条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国土交通省の補助金(観光圏整備事業費補助金)
- (2) ○○市区町村からの交付金、負担金等()
- (3) その他の収入()

(資金の取扱い)

第16条 協議会の資金の取扱方法は、別途会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第17条 協議会の事務に要する経費は、第15条の資金をもって充てる。

(収支予算)

第18条 協議会の収支予算は、事務局が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

第7章 代表者

(代表者)

第19条 総会の決定に基づき観光圏整備費補助事業の業務を執行するために代表者を置く。

2 協議会の代表者は、次に掲げるものとし、観光圏整備事業費補助事業の代表者とする。

○○○○

(監査等)

第20条 事務局は、毎事業年度終了後、観光圏整備事業費補助事業の代表者に対し、当該補助事業に関する監査を実施しなければならない。

2 事務局は、監査終了後において、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第8章 雑則

(細則)

第21条 観光圏整備事業費補助金交付要綱その他この規約に定めるものの他、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

(様式例)

観光圏整備法第5条第5項に掲げる「協議が調っている事項」の内容についての証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇〇〇協議会において、下記事項に関し、協議が調った事を証明する。

記

協 議 案 件 (該当するものに○を付してください)	
	観光圏整備計画に関する協議
	観光圏整備事業費補助金に関する協議
	その他観光圏整備法に関する協議
	----- 協議内容

* 協議内容に関連する資料は別添のとおり。

平成 年 月 日

〇〇〇協議会

会長 〇〇 〇〇